

佐倉市議会規則第 号

佐倉市議会会議規則の一部を改正する規則

佐倉市議会会議規則（昭和六十二年佐倉市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第二項中「、請願の要旨」を削る。

別表中議会報編集委員会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。